

## 小諸市合理的配慮物品購入等助成金交付規則

### (目的)

第1条 この規則は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）の規定に基づき、事業者等が求められる社会的障壁の除去における必要かつ合理的な配慮について、その提供に要する費用の全部又は一部を助成することにより、障がい者の社会参加を促進し、障がいの有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる社会づくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会的障壁 法第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。
- (2) 事業者 法第2条第7号に規定する事業者をいう。
- (3) コミュニケーションツール 点字メニュー、コミュニケーションボード、障がい者に配慮したチラシ等、障がいによって妨げられた情報や意思の伝達を手助けするための道具をいう。

### (対象者)

第3条 この規則による助成（以下「助成」という。）を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内において不特定多数の者の利用が見込まれる事業を行う事務所又は事業所を有する事業者とする。

### (対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表に掲げる経費のうち、助成の対象として市長が適当と認めるものとする。ただし、国又は県その他各種団体等が実施する補助事業により補助の対象となっている経費を除く。

### (助成金の額)

第5条 この規則による助成金（以下「助成金」という。）の額は、予算の範囲内において、対象経費の全額とする。ただし、別表に掲げる助成限度額を上限とする。

### (申請)

第6条 助成を受けようとする対象者は、小諸市合理的配慮物品購入等助成金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象経費がコミュニケーションツールの作成費である場合 次に掲げる書類  
ア 仕様書  
イ 対象経費の見積書

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 対象経費が物品購入費である場合 次に掲げる書類

ア 対象経費の内容がわかるカタログ等の写し

イ 対象経費の見積書

ウ その他市長が必要と認める書類

(決定及び却下)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、小諸市合理的配慮物品購入等助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請を行った対象者に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた対象者（以下「助成決定者」という。）は、申請内容に変更が生じた場合には、小諸市合理的配慮物品購入等助成金変更交付申請書（様式第3号）に、市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、小諸市合理的配慮物品購入等助成金変更交付決定（却下）通知書（様式第4号）により、当該申請を行った助成決定者に通知するものとする。

(完了の報告)

第9条 助成決定者（前条第2項の規定により変更の決定を受けた助成決定者を含む。）は、コミュニケーションツールを作成し、又は物品を購入したときは、助成金の交付を受けた年度の末日までに完了報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 領収書の写し

(2) 納品書

(3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定及び交付)

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、小諸市合理的配慮物品購入等助成金額確定通知書（様式第6号）により、当該報告を行った助成決定者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた助成決定者は、助成金の交付を請求しようとするときは、小諸市合理的配慮物品購入等助成金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を行った助成決定者に助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他の不正行為により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの規則に違反したとき。

(助成金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

対象経費	摘要	助成限度額
コミュニケーションツール作成費	点字メニュー又はコミュニケーションボードの作成経費、チラシ等の音訳経費等、障がい者に合理的配慮が容易に提供できるようにするためのコミュニケーションツールの作成に係る経費	50,000円
物品購入費	筆談ボード、簡易スロープ、聴覚障がい者接客用タブレット等、障がい者に合理的配慮が容易に提供できるようにするための物品（コミュニケーションツールを除く。）の購入に係る経費	200,000円

様式第1号（第6条関係）

小諸市合理的配慮物品購入等助成金交付申請書

年 月 日

（申請先）小諸市長

所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

下記の合理的配慮の提供をするにあたって助成金の交付を受けたいので、小諸市合理的配慮物品購入等助成金交付規則第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 助成対象経費の区分（該当するものにレ点を記入してください。）

- コミュニケーションツール作成費  
 物品購入費

2 助成対象経費の合計額 \_\_\_\_\_ 円

3 助成金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

4 作成・購入完了予定年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

5 添付書類（添付するものにレ点を記入してください。）

- 仕様書       カタログ等の写し  
 見積書       その他（ \_\_\_\_\_ ）

様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

小諸市長

小諸市合理的配慮物品購入等助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった小諸市合理的配慮物品購入等助成金交付申請について、小諸市合理的配慮物品購入等助成金交付規則第7条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定内容 決定 ・ 却下

2 助成金交付予定額 円

3 特記事項

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求はできなくなります。

様式第3号（第8条関係）

小諸市合理的配慮物品購入等助成金変更交付申請書

年 月 日

（申請先）小諸市長

所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

小諸市合理的配慮物品購入等助成金交付決定を 年 月 日付け  
第 号で受けましたが、下記の合理的配慮の提供をするにあたって助成金の変更交  
付を受けたいので、小諸市合理的配慮物品購入等助成金交付規則第8条の規定により、  
関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

様式第4号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

小諸市長

小諸市合理的配慮物品購入等助成金変更交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった小諸市合理的配慮物品購入等助成金変更交付申請について、小諸市合理的配慮物品購入等助成金交付規則第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 変更交付を決定する。

この変更の対象となる助成金は 年 月 日付けで交付申請のあった助成金とし、その内容は小諸市合理的配慮物品購入等助成金変更交付申請書に記載のとおりとする。

2 変更申請を却下する。

却下の理由

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求はできなくなります。



様式第5号（第9条関係）

完了報告書

年 月 日

（宛先）小諸市長

所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

年 月 日付けで交付決定のあった小諸市合理的配慮物品購入等助成金の交付について、下記のとおり実施しましたので、小諸市合理的配慮物品購入等助成金交付規則第9条の規定により、その完了を報告します。

記

1 助成対象経費区分と添付書類

- コミュニケーションツール作成費（領収書の写し/納品書）  
 物品購入費（領収書の写し/納品書）

2 助成対象経費総額 \_\_\_\_\_ 円

3 完了年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

様式第 6 号（第 10 条関係）

第 号  
年 月 日

様

小諸市長

小諸市合理的配慮物品購入等助成金額確定通知書

年 月 日付で完了報告のあった小諸市合理的配慮物品購入等助成金交付額について、小諸市合理的配慮物品購入等助成金交付規則第 10 条の規定により審査した結果、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 確定額 金 円

様式第7号（第10条関係）

小諸市合理的配慮物品購入等助成金請求書

年 月 日

（宛先）小諸市長

所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

年 月 日付 第 号で確定のあった小諸市合理的配慮物品購入等助成金について、下記のとおり交付してください。

記

交付確定額	円				
今回請求額	円				
送金先	金融機関名		銀行 金庫 組合 農協		支店・支所
	口座の種類	普通		当座	
	口座番号				
	口座名義				